

第4章 第4期平塚市地域福祉計画

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定める法定計画であるとともに、市総合計画を上位計画とした個別計画であり、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものです。また、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の位置付けが「地域における福祉分野の総合的な計画」となったことも踏まえ、第4期地域福祉計画では、保健福祉分野の個別計画である、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）、平塚市障がい者福祉計画、平塚市子ども・子育て支援事業計画などの上位計画として、地域福祉に関する部分や重点的に取り組むべき課題をつなぐ位置付けとなります。また、地域福祉計画は高齢者、障がい者のように対象者を特定するものではなく、「すべての人々」を対象とした、地域における福祉活動を推進するための方向性と具体的な取組を示す計画としても位置付けられます。

2 施策の推進の基本的な考え方

第2章で整理した地域福祉の現状と課題、さらには第3章で示されている計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた、第4期地域福祉計画における施策の推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

こうした施策の方向性を実現するためには、住民が主体となって地域福祉活動を推進する体制の整備や地域における移送支援の推進、町内福祉村や民

生委員児童委員活動の充実、高齢になっても元気で活躍できる地域づくりや子育て支援の拡充などに加え、地域福祉を推進するモデル的な取組を進める必要があります。また、地域共生社会の実現に向けては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリ・パラ」という。）を契機として地域全体で障がい者や認知症の人などへの理解を深めることが重要となります。

こうしたことから、第4期地域福祉計画では人材や組織に「厚み」や「広がり」のある、さまざまな地域生活課題に対応可能な地域づくりを目指します。その実現に向け、地域における共生を実現する地域福祉活動の推進、町内福祉村事業の充実、民生委員児童委員活動の支援、地域共生力の高い地域づくりのモデルとなるような取組の展開、総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備、民間活力による地域福祉活動の活性化促進などの取組を推進します。

3 市民、関係団体、市（市社協）の役割

地域福祉計画の推進には、単に本市や市社協が施策を推進するだけでなく、地域全体の取組が不可欠です。地域共生社会の実現には「すべての人々」の参画が重要となりますが、これは住民（個人）だけでなく、関係する企業や団体（法人）も含まれるものです。そのため、次のとおり市民、関係団体、市（市社協）に期待される主な役割を整理しました。

【地域福祉計画を推進するために期待される主な役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな地域福祉活動、地域内移送支援活動などへの参画 ・地域共生力の向上を目指す各種啓発活動への参加 ・町内福祉村、民生委員児童委員の活動への理解と認知度向上への協力
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業や社会福祉法人等による民間活力を活かした地域福祉活動への主体的参画 ・地域関係団体や福祉サービス事業者等による高齢者、障がい者などの見守り活動や災害時における支援への協力 ・地元企業や地域関係団体等によるボランティアや認知症サポーターなどへの養成講座等への積極的参加
市（市社協）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生力の高い地域の実現に向けた地域福祉関連施策の総合的推進 ・各種地域福祉活動の活性化を促進するモデル的取組の推進 ・地域生活課題を抱える人への総合的な相談支援体制の構築

4 地域福祉計画における取組

地域福祉計画における施策については、改正された社会福祉法第107条の趣旨を踏まえ、「地域福祉の推進に関する事項」「福祉分野において総合的、横断的に取り組むべき事項」という2つの視点から取組を推進します。取組の全体像は次のとおりです。なお、地域福祉計画の数値等目標については、別冊の1ページ以降に取りまとめました。

1 地域福祉の推進に関する事項	(1) 地域における共生を実現する地域福祉活動の推進	0 1 地域共生力の向上を目指した身近な支援者への啓発促進
		0 2 福祉教育の充実
		0 3 市民活動人材の育成
		0 4 住民主体の地域課題解決活動の促進
		0 5 地域課題協議・解決機能の充実
		0 6 身近な分野別相談へ対応するための多様な住民参加の促進
	(2) 町内福祉村事業の充実	0 7 町内福祉村新規開設の促進
		0 8 町内福祉村の認知度向上
		0 9 町内福祉村における新規支援活動の水平展開
	(3) 民生委員児童委員活動の支援	1 0 民生委員児童委員の相談対応力向上促進
		1 1 民生委員児童委員活動の認知度向上
		1 2 民生委員児童委員からの相談対応窓口一元化
	(4) 誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり	1 3 避難行動要支援者等に対する支援体制の充実
		1 4 住民主体の地域内移送の推進
		1 5 福祉有償運送事業の支援
		1 6 認知症サポーター（上級）の養成と活動促進
		1 7 高齢者見守りの拡充
		1 8 いわゆる「終活」への支援
		1 9 子どもの貧困解消に向けた取組の推進
	(5) 地域福祉を推進するモデル的な取組の展開	2 0 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開
2 1 オリンピック・パラリンピックを契機とした思いやりの心の醸成		
2 べき事項 的、横断的に取り組むべき事項	(1) 地域における相談体制の拡充	2 2 地域における身近な保健福祉相談窓口の充実
		2 3 誰もが分かりやすい情報提供の推進
	(2) 総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備	2 4 保健福祉関係相談機関の総合的対応強化
		2 5 子育て世代包括支援センターの機能拡充
		2 6 虐待防止ネットワークをはじめとする権利擁護の総合的推進
		2 7 専門相談員等の資質の向上
	(3) 民間活力による地域福祉活動の活性化促進	2 8 民間活力による地域福祉活動の活性化促進

1 地域福祉の推進に関する事項

(1) 地域における共生を実現する地域福祉活動の推進

地域福祉活動が活性化するためには、地域住民をはじめとする人々が、地域福祉を取り巻くさまざまな課題や目指す方向などについて理解を深め、自ら能動的に課題解決へ取り組む必要があります。

そのため、地域福祉に関する啓発促進や福祉教育の充実、住民主体の地域課題協議・解決機能の充実といった取組を推進します。

01 地域共生力の向上を目指した身近な支援者への啓発促進

(事業に関する現状)

地域福祉に関する啓発活動等については、地域福祉に関するフォーラムの開催や町内福祉村の活動展示、各種メディアを活用した情報提供などを行っています。

(事業に関する課題)

先駆事例の紹介や認知度が低い地域生活課題への啓発など、近時の課題への対応をより一層強化する必要があります。

(取組の方向性)

既存の地域福祉に関するフォーラムや各研修会の枠組みを活用しつつ、身近な支援者を対象とした先駆事例の紹介や認知度が低い地域生活課題（発達障がい、高次脳機能障がい、生活困窮者など）の啓発を推進します。

(事業の概要)

民生委員児童委員や地区社協、町内福祉村関係者など身近な支援者を対象とした、先駆事例の紹介や認知度が低い地域生活課題を取り上げる研修会、フォーラムなどを開催します。

02 福祉教育の充実

（事業に関する現状）

各学校（園）において、教科、総合的な学習の時間及び特別活動等で福祉教育を行い、社会福祉への理解を深めています。

（事業に関する課題）

各学校（園）在籍児童・生徒への啓発は一定程度進んでいると評価できますが、保護者などを巻き込んだ啓発については開拓の余地があります。

（取組の方向性）

福祉学習の効果を家庭に広げることで、地域における福祉啓発を広げ、社会福祉に関する理解や地域共生力を高めます。

（事業の概要）

既存の福祉学習のうち、保護者も参加できる内容を含む授業について保護者の参加を促します。

03 市民活動人材の育成

（事業に関する現状）

住民主体の地域活動を主導する人材を育成するため、2013年度から「ひらつか地域づくり市民大学」を開催しています。

（事業に関する課題）

引き続き「ひらつか地域づくり市民大学」による人材育成を通じて市民活動を促進するとともに、市民大学修了者の活動を支援することが必要です。

（取組の方向性）

「ひらつか地域づくり市民大学」の開催による人材育成と修了者の活動支援を通じ、市民活動の活性化を促進します。

（事業の概要）

「ひらつか地域づくり市民大学」について、市民活動を活性化するための人材育成を目指す観点から内容を充実させるとともに、修了者の活動を支援

します。

04 住民主体の地域課題解決活動の促進

（事業に関する現状）

地域住民が主体的に地域社会の課題に取り組む活動を支援するため、公益信託である「ひらつか市民活動ファンド」により助成していますが、ファンド助成は2018年度で終了することから、新たな補助金制度を創設し、市民活動への助成を継続します。

（事業に関する課題）

新たな補助金では市民活動団体だけでなく、地域団体も助成対象とすることから、今後は自治会等に対して周知を行い、本補助金の制度を知っていただく必要があります。

（取組の方向性）

住民主体の主体的な地域活動を充実させることを目指し、新たな補助制度である「平塚市市民活動推進補助金」により住民主体の地域課題解決活動への助成を推進します。

（事業の概要）

「平塚市市民活動推進補助金」では市民活動団体だけでなく地域団体も対象とし、地域課題解決活動への支援を推進します。

05 地域課題協議・解決機能の充実

（事業に関する現状）

地域住民の方々が主体的に介護予防及び生活支援等の地域福祉に関する課題を共有し、解決を目指して取り組む仕組みとして、介護保険法に位置付けられている協議体などが各地域で展開されています。

（事業に関する課題）

地域における協議体については市内の概ね公民館エリア（概ね小学校エリ

ア)に設置されていますが、開催状況には地域差があることから、議論の活性化促進が必要です。

(取組の方向性)

協議体をはじめとする、住民主体の課題把握と共有、解決に向けた取組方針を検討する協議の場における議論の活性化を促進します。

(事業の概要)

住民主体で地域の主に介護予防・生活支援に関する福祉課題等を協議し、解決に向けて取り組んでいくための協議機関である協議体の設置を促進するとともに、議論の活性化を図るため議題提供などを推進します。

06 身近な分野別相談へ対応するための多様な住民参加の促進

(事業に関する現状)

住民に身近な相談機能として、主任児童委員、障がい福祉相談員、介護相談員をそれぞれ地域住民が担い、住民や介護施設利用者などからの相談に対応しています。

(事業に関する課題)

地域共生力の高い社会の実現に向けては、その担い手である住民が積極的に身近な相談体制へ参加することが重要であり、担い手の確保が必要です。

(取組の方向性)

主任児童委員、障がい福祉相談員、介護相談員の担い手を確保し、住民や介護施設利用者等からの相談に応じる体制整備の充実を図ります。

(事業の概要)

主任児童委員、障がい福祉相談員、介護相談員の担い手を確保するとともに活動の活性化を推進します。

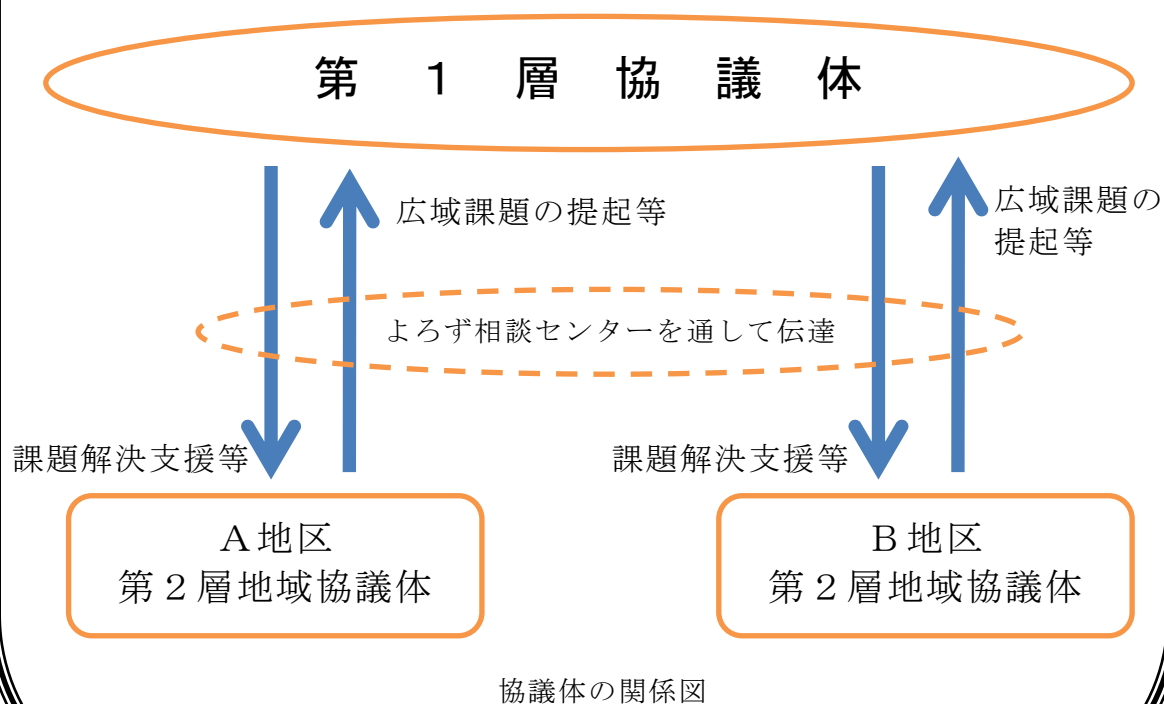
コラム9 地域内の連携ネットワーク

地域福祉を推進する際、とりわけ重要になるのが地域内の関係団体（自治会や地区社協、地区民児協やゆめクラブ、よろず相談センターなど）の連携です。これまでも、それぞれの地域で連携を深めるための会議組織が設置されてきましたが、2015年4月に施行された改正介護保険法では、主に高齢者の介護予防や地域生活課題を話し合うための協議の場である「生活支援・介護予防サービスに関する協議体（協議体）」の設置が法定化されました。

協議体とは、大きく次の3点を目指して定期的に行われる話し合いの場を指します。

- ① 地域におけるさまざまな団体・組織の参画
- ② 高齢者支援等にかかる地域内の情報共有
- ③ 地域内の団体・組織と行政などとの協働による地域で必要とされる資源・サービス開発等の推進

また、協議体はおおむね小学校区を単位とする「第2層地域協議体」の他、全市を単位とする「第1層協議体」を設置し、よろず相談センターを通して適宜に連携しています。これにより、身近な地域における地域生活課題を住民主体で解決するだけでなく、専門性を必要とする課題や広域的な課題にも対応できる重層的な協議体制となっています。



1 地域福祉の推進に関する事項

(2) 町内福祉村事業の充実

町内福祉村事業は本市独自の地域福祉活動であり、多くの住民ボランティアにより市内各地区で活動を展開しています。地区ごとの特性を踏まえ、活動拠点に地域福祉コーディネーターを配置するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることができる「ふれあい交流（サロン）」や、ちょっとした暮らしの困りごとを援助する「生活支援」を実施しています。

こうした町内福祉村事業を検証し、新たな福祉村のあり方、いわば町内福祉村の「ネクストステージ」を実現するためには、新規の設置を促進するとともに、福祉村の活動活性化を図る必要があります。そのため、町内福祉村の新規開設促進や市民の認知度向上、新規支援活動の紹介による水平展開の強化などを推進します。

07 町内福祉村新規開設の促進

(事業に関する現状)

本市独自の地域福祉活動である町内福祉村は、現在市内18地区で開設されており、それぞれ地域の特性を踏まえた取組を進めています。

(事業に関する課題)

町内福祉村の設置を促進するため、必要性や有用性について、時間をかけて地域全体での理解を醸成することが必要です。

(取組の方向性)

関連する地域団体が、地域性を考慮し、地域への人材や資源を活かしつつ町内福祉村設立に向けた協議、検討を行えるよう、支援します。

(事業の概要)

地域主要団体に対する福祉村の意義を伝達するとともに、町内福祉村事業のメリットを提示するなど、町内福祉村の新規開設を促進します。

08 町内福祉村の認知度向上

（事業に関する現状）

町内福祉村においては、地域住民の理解と協力により地域住民がボランティアとして活動を支えています。

（事業に関する課題）

町内福祉村事業の推進には地域住民の理解と協力が不可欠ですが、市民意識調査によると町内福祉村の認知度は35%程度となっており、ボランティア確保の観点からも認知度の向上が必要です。

（取組の方向性）

町内福祉村の住民認知度を高め、町内福祉村活動への理解を醸成するとともに、ボランティアとして活動協力を促進します。

（事業の概要）

町内福祉村の活動紹介チラシ配架、町内福祉村の活動展示、各種メディアにおけるPRなどにより、町内福祉村の認知度向上を図ります。

09 町内福祉村における新規支援活動の水平展開

（事業に関する現状）

町内福祉村の活動は地域の課題に応じ、住民の発意で展開されているため、活動内容は地区ごとの特色を有しています。

（事業に関する課題）

地域福祉を取り巻く環境が変化する中で、従来からの活動を継続するだけでなく、先駆的な活動を実施している地区を参照した、新たな地域課題に応える活動展開の促進が求められます。

（取組の方向性）

町内福祉村の「ネクストステージ」を実現するため、従来からの活動を検証するとともに、活動の深化と多様化を図る新規支援活動の水平展開を促進します。

（事業の概要）

新たな地域課題の解決に取り組む町内福祉村の活動を他地区の町内福祉村にも情報提供することにより、課題への認識と課題解決を働きかけます。

1 地域福祉の推進に関する事項

（3）民生委員児童委員活動の支援

100年を超える歴史を持つ民生委員制度は、地域福祉における要ともいえるもので、多くの民生委員児童委員が住民からの相談に対応し、適切な支援窓口などと連携して問題の解決に当たっています。このような民生委員児童委員の活動が引き続き積極的に展開されていくためには、相談対応力の向上に資する研修内容の充実や、民生委員児童委員が相談できる市窓口の整備などが求められます。また、活動の円滑化を図るとともに担い手を確保するためにも、民生委員児童委員の認知度向上も重要です。

そのため、相談対応力の向上や民生委員児童委員活動の認知度向上、相談対応窓口の一元化などを推進します。

10 民生委員児童委員の相談対応力向上促進

（事業に関する現状）

民生委員児童委員は地域住民からの福祉に関するさまざまな相談に応じており、内容によって適切な相談窓口へつないでいます。

（事業に関する課題）

地域福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、つなぎ先の窓口に関する最新の情報を得ることが極めて重要です。

（取組の方向性）

民生委員児童委員に対する研修等を通じた最新の福祉施策や相談窓口の情報提供により、相談対応力向上を促進します。

(事業の概要)

民生委員児童委員が受けた相談を適切な窓口へつなぐことができるよう、実務に即した研修などを積極的に実施します。

1 1 民生委員児童委員活動の認知度向上

(事業に関する現状)

民生委員児童委員は地域住民の理解と協力に基づいて居宅を個別訪問し、活動の円滑な推進を図っています。

(事業に関する課題)

民生委員児童委員活動には地域住民の理解と協力が不可欠ですが、本市の調査によると、民生委員児童委員活動の認知度は63%となっており、個別訪問などを円滑に行うためにも、さらなる認知度の向上が必要です。

(取組の方向性)

民生委員児童委員活動の住民認知度を高め、活動への理解を深めるとともに、スムーズな個別訪問等の実施を推進します。

(事業の概要)

民生委員児童委員の活動紹介チラシ配架、活動の展示、各種メディアにおけるPRなどにより、民生委員児童委員活動の認知度向上を図ります。

1 2 民生委員児童委員からの相談対応窓口一元化

(事業に関する現状)

民生委員児童委員が相談に対応した際、適切なつなぎ先を確認する場合などに、市役所へ相談するケースがあります。

(事業に関する課題)

現在、民生委員児童委員からの相談対応については事務担当者が窓口であり、専門性の高い相談への総合対応が可能な体制の整備が求められます。

(取組の方向性)

民生委員児童委員からの相談に対応する市側の窓口を整備することで、民生委員児童委員の適切なつなぎ（住民の課題解決）を推進します。

(事業の概要)

民生委員児童委員からの相談対応窓口としてふさわしい所管を選定し、一元化を実現します。

1 地域福祉の推進に関する事項

(4) 誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり

地域における共生を実現するためには、その基礎条件である安心・安全に暮らせるまちづくりが重要です。特に高齢者や障がい者、子どもといった支援を必要とする可能性がある人に対しては、一般的な都市政策等に基づくまちづくりに加えて、個別の課題に着目した安心・安全のまちづくりに向けた取組も重要となります。

そのため、地域における移送支援、高齢者の見守りや人生の締めくくりへの支援、災害時の避難に支援を必要とする人への支援体制整備、子どもの貧困解消に向けた取組などを推進します。

1.3 避難行動要支援者等に対する支援体制の充実

(事業に関する現状)

災害発生時に支援を必要とする高齢者や障がい者などの安否確認や救助を目指す「避難行動要支援者制度」への登録を促進する広報周知、支援者とのマッチングなどを進め、最新の調査ではマッチング率は前年に比べ、増加しました。

(事業に関する課題)

想定される避難行動要支援者数に対して制度への登録率が低いほか、支援

者とのマッチングが不十分な状態が続いており、施策推進の改善が急務となっています。

(取組の方向性)

福祉サービス事業者を含む地域における支えあいの枠組みの中で、災害時における高齢者や障がい者の避難行動を支援する取組を強化します。

(事業の概要)

介護保険や障がい福祉の相談業務において得られた避難行動要支援者等の情報を、同意に基づいて活用することで、災害時における支援体制を整備します。

1 4 住民主体の地域内移送の推進

(事業に関する現状)

高齢者や障がい者など自力移動困難者の地域内移送については、主にタクシーや福祉有償運送制度が担っています。

(事業に関する課題)

通院や日常的な買い物など頻回の移送については経済的にタクシーや有償運送の利用が困難なケースもあることから、住民主体による無償移送の仕組みづくりも必要とされています。

(取組の方向性)

高齢者や障がい者を中心とした自力移動困難者の外出機会拡大を目指し、住民が主体となって実施する地域内移送を支援します。

(事業の概要)

地域内の自力移動困難者移送支援については新たな課題となることから、地域住民と十分に意見交換を重ねて必要な支援策を推進します。

コラム 10 地域における高齢者等の移送支援

高齢者や障がい者など、自力でバスなどの利用が難しい「自力移動困難者」の移送支援は主にタクシーなどが担ってきましたが、近年ではNPO法人などが実施する「福祉有償運送」や、住民がボランティアで地域内の移送を支援する「住民主体の無償運送」も広がりつつあります。

福祉有償運送とは、NPO法人などが定員10人以下の車両により自力移動困難者である要介護・要支援状態の人、障がい者等の運送を行うものです。事業の実施には道路運送法に基づいて国土交通省（神奈川陸運支局）への登録が必要で、運送対価は概ねタクシー料金の半額となっています（その他、乗降介助料や付添料などが発生する場合あり）。



住民主体の無償運送ボランティア
（須賀新田地区）

一方、住民主体の無償運送は文字どおり地域住民が運転者となり、主に自家用車を活用して運送対価を得ずに行うものです（ガソリン代や駐車場料金などの実費負担は発生）。道路運送法に定める旅客運送には当たらないことから、国土交通省（神奈川陸運支局）への登録も不要となります。本市においても、須賀新田地区で住民主体の無償運送が試行されています。

1.5 福祉有償運送事業の支援

（事業に関する現状）

高齢者や障がい者などの自力移動困難者の地域内移送については、主にタクシーや福祉有償運送制度が担っています。

（事業に関する課題）

福祉有償運送はタクシーの概ね半額で運送を行っており、施設送迎や定期通院などのニーズが高く、事業の安定実施に向けた支援が重要です。

（取組の方向性）

比較的安価に高齢者や障がい者を中心とした自力移動困難者の外出機会

拡大を担う福祉有償運送事業の安定運営を支援します。

(事業の概要)

福祉有償運送事業者との意見交換を通じて必要な支援を抽出し、実施可能な支援策を推進します。

16 認知症サポーター（上級）の養成と活動促進

(事業に関する現状)

認知症サポーター（※17）（初級）養成講座は毎年度計画を大きく上回る実績を挙げており、2017年度までに18,082名が養成されています。

(事業に関する課題)

これまでの養成実績を踏まえると、今後はより実践的な対応が期待される認知症サポーター（上級）の養成と活動の促進が求められます。

(取組の方向性)

認知症の人に対する、より実践的な関わりが期待される認知症サポーター（上級）を養成するとともに、地域における活動を支援します。

(事業の概要)

認知症サポーター（上級）の養成を推進するとともに、研修修了者が地域で活動する場面等の提供を促進します。

17 高齢者見守りの拡充

(事業に関する現状)

主に単身高齢者の安全を確保するため、お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）（※18）や企業等との見守り協定などを活用した高齢者の見守りを

※17 認知症サポーターとは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援して誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるボランティアのことで、専用のテキストを用いた研修を受講した人を指します。基礎的な内容である「初級」と、より実践的な内容である「上級」に区分されます。

※18 お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）とは、ひとり暮らしの高齢者等を対象として、利用対象者の健康促進を図るとともに、緊急事態の発生時における迅速な救援体制の確立などを目的に見守り歩数計機器を貸与するものです。

展開しています。

(事業に関する課題)

急速に進む高齢化を背景に、とりわけ単身で暮らす高齢者や日中独居状態にある高齢者の見守り支援の必要性が高まっています。

(取組の方向性)

家族と別居している単身独居高齢者、日中のみ独居状態となる高齢者を中心とした見守り体制の充実強化を図ります。

(事業の概要)

お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）や企業等との見守り協定などを活用した高齢者の見守りを拡充します。

18 いわゆる「終活」への支援

(事業に関する現状)

近年、その人らしい人生の締めくくりを目指す「終活」という考え方が広まりつつあり、葬儀の事前手配や身の回りの整理、遺言相続などを早目に準備する人が増えています。

(事業に関する課題)

いわゆる「終活」を考える高齢者は増えつつあると考えられることから、その支援体制等を整備する必要性が高まっています。

(取組の方向性)

高齢化の進展に伴って注目される、自分らしい人生の締めくくりを目指す、いわゆる「終活」支援のあり方を検討し、効果的な支援を推進します。

(事業の概要)

まずは身の回りの整理を考えている人を対象とした効果的な終活支援のあり方について検討し、モデル的な取組を通じて全市展開を図ります。

19 子どもの貧困解消に向けた取組の推進

（事業に関する現状）

子どもの貧困に関する取組は、生活保護や生活困窮者自立支援制度など、世帯の状態ごとに必要な支援を提供しています。

（事業に関する課題）

公的支援は所管が明確である反面、複合的な課題への対応に不十分な面があるほか、地域住民が主体的に実施する支援については所管が不明瞭な状況です。

（取組の方向性）

次世代を担う子どもの貧困状態を解消するため、各種の公的支援のみならず、学習支援や子ども食堂（※19）など地域住民が主体的に実施する取組も含めて推進します。

（事業の概要）

公的支援の提供については複合的な生活課題への対応を強化する体制を整備します。また、地域住民が主体的に実施する取組への支援を推進します。

1 地域福祉の推進に関する事項

（5）地域福祉を推進するモデル的な取組の展開

第1章で整理したように、近年の地域福祉を取り巻く環境は複雑化しており、従来の地域福祉活動を一歩進めた取組が必要とされる場面も想定されます。本市の平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第7期〕）においては、最重要施策として「地域包括ケアシステムの深化・推進」を掲げています。これは地域共生社会の実現を見据えつつ、高齢者の自立支援と要介護状態の

※19 子ども食堂とは、明確な定義がされているものではありませんが、一般的には地域住民や地域活動団体などが中心となって、無料または低額な料金で子どもたちをはじめとする地域住民へ食事を提供する場のことです。

重度化防止などに配慮し、支援を必要とする人に必要なサービスを提供できるように各種の施策を推進するものです。この取組を進めるためには、地域包括ケアの必要性が高い地域において、種々のモデル的な取組を進める手法が有効といえます。

また、地域における福祉活動を活性化するためには、前提として福祉的な支援を必要としている人の特性や困りごとなどを理解することが求められます。2016年には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人に対する合理的配慮（※20）が求められるようになったことや、本市がオリ・パラにおけるリトアニア共和国のホストタウンとなったことなどをきっかけとして、改めて障がい者理解や「心のバリアフリー（※21）」の必要性が高まっています。特にオリ・パラについては、大会終了後もレガシー（遺産）として継続的な取組が期待されています。

こうした課題に応えるため、地域共生力の高い地域づくりのモデルとなるような取組を試行するため、地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開を進めます。また、オリ・パラ開催を契機とした思いやりの心の醸成（心のバリアフリー）を推進します。

20 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の展開

（事業に関する現状）

市内各地で大規模造成団地等を中心に地域全体が高齢化する状況があり、一部の地域では住民主体の地域福祉活動が展開されています。

（事業に関する課題）

今後のさらなる高齢化、少子化を踏まえた新たな支えあい活動を広めるた

※20 合理的配慮とは、障害者差別解消法において示された考え方で、障がいがあることでバリア（障壁）となるような状況がある場合、負担が重すぎない範囲で必要な配慮（手助け）を提供することです。

※21 心のバリアフリーとは、さまざまな心身の特性や考え方を有するすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支えあう考え方のことです。

め、地域福祉のあり方をモデル的に実践するエリアを置き、移転可能な取組の抽出と水平展開を模索する必要があります。

（取組の方向性）

全市的に想定される地域福祉にかかる課題を有するエリアとして旭南地区を「モデル地区」として、さまざまな地域医療福祉に関する取組をモデル的に推進するとともに、移転可能な取組の抽出と水平展開を模索します。

（事業の概要）

モデル地区である旭南地区内における先駆的な地域医療福祉に関する取組を推進し、移転可能性を検討します。

2 1 オリンピック・パラリンピックを契機とした思いやりの心の醸成

（事業に関する現状）

2020年のオリ・パラの開催に向け、本市はリトアニア共和国のホストタウンとなっており、事前キャンプ等を含め、オリンピック・パラリンピックの受入れ等を行います。

（事業に関する課題）

オリ・パラの開催を契機とした心のバリアフリーをレガシー（遺産）として後世に引き継ぐことが必要です。

（取組の方向性）

オリ・パラを契機とした心のバリアフリーを推進するとともに、この活動がレガシー（遺産）となるよう終了後も取組を継続して推進します。

（事業の概要）

リトアニア共和国のホストタウンとして心のバリアフリーに関する事業を推進し、オリ・パラ終了後も継続実施します。

2 福祉分野において総合的、横断的に取り組むべき事項

(1) 地域における相談体制の拡充

地域住民が何らかの地域生活課題を抱えたとき、自分で問題に関係する専門相談窓口を見極め、課題を整理した上で適切な窓口へ相談に出向くことは極めて困難です。一方で、市民意識調査によると「悩みやストレスを感じたときに、相談できる（相談したい）相手」について聞いたところ、「同居の家族、親類」、「友人、職場や学校の人」、「別居の家族、親類」が上位を占め、「自治会や民生委員など地域の人」と回答した人は少数でした。また、相談窓口等へ出向く前に、冊子・インターネット等で公開されている行政からの福祉情報を調べるケースも多くみられます。こうしたことから、地域福祉における相談体制の整備においては、まず気軽に訪れることのできる身近な相談窓口の整備や、必要な福祉情報を分かりやすく提供することが重要であるといえます。

そこで、住み慣れた身近な地域における相談体制の整備や分かりやすい福祉情報の提供などを推進します。

2.2 地域における身近な保健福祉相談窓口の充実

(事業に関する現状)

町内福祉村における地域福祉コーディネーターによる相談対応のほか、地区社協による「ふれあい福祉相談」を展開しています。

(事業に関する課題)

本市においては地区社協活動、町内福祉村事業などの相談対応を先駆的に推進してきたことから、これらを着実に拡充することが重要です。

(取組の方向性)

住民の身近な地域（概ね小学校区）において、住民の支えあい活動として

展開される保健福祉相談窓口を拡充します。

(事業の概要)

身近な地域で住民の支えあい活動として展開される保健福祉相談窓口として、地区社協の相談窓口や町内福祉村の設置を促進します。

2.3 誰もが分かりやすい情報提供の推進

(事業に関する現状)

高齢者、障がい者、児童の各福祉分野を所管する各部署では、所管する福祉制度等の情報について、随時更新して各種媒体で提供しています。

(事業に関する課題)

保健福祉に関する法制度は複雑で、専門用語も多く含まれる中であって、住民に親しみやすい情報提供とすることが重要です。

(取組の方向性)

地域福祉に関係する制度やサービスに関する情報へアクセスしやすくなるよう、難しい用語を減らした分かりやすい情報提供を推進します。

(事業の概要)

高齢者、障がい者、児童等の各制度やサービスに関する情報提供につき、分かりやすい表現を用いた情報提供を実施します。

2 福祉分野において総合的、横断的に取り組むべき事項

(2) 総合的、横断的、専門的な相談支援体制の整備

さまざまな地域生活課題の解決を図っていくためには、身近な地域における相談体制の整備と並行して、専門性を有する相談支援体制の充実も欠かせません。他方で近年の地域生活課題は複雑化、重複化する傾向にあり、複数の専門相談窓口が横断的に連携して解決を目指す必要があります。

そこで、専門相談機関の総合的な対応強化や専門相談員の資質向上、子育て支援窓口の充実や権利擁護（人としての基本的な権利を守る）体制整備の総合的な推進などに取り組みます。

2 4 保健福祉関係相談機関の総合的対応強化

（事業に関する現状）

保健福祉に関する専門的な相談については、各部署において有資格者を中心とした窓口対応のほか、業務委託等により分野ごとに相談窓口を設置しています。

（事業に関する課題）

住民の保健福祉に関する生活課題は複雑化、複合化が進んでおり、単一の相談窓口だけでは対応が困難なため、相談対応の総合化が不可欠です。

（取組の方向性）

分野別に専門特化した相談窓口の特性を活かしつつ、複雑化、複合化する住民の生活課題を庁内外ともワンストップで相談対応できる体制を整備します。

（事業の概要）

よろず相談センターを核として、複合的な生活課題を庁内外でワンストップ対応できる体制づくりを試行します。

2 5 子育て世代包括支援センターの機能拡充

（事業に関する現状）

子育てに関する総合的な相談対応窓口である「子育て世代包括支援センター（ひらつかネウボラームはぐくみ）」を設置し、すべての乳幼児を把握することで必要な支援を提供しています。

（事業に関する課題）

妊娠期から子育て期までの支援をトータルに実施するためには、子育てリ

スクを抱えた世帯への支援を含めた、子育て世代包括支援センターの機能強化が不可欠です。

(取組の方向性)

子育て世代包括支援センター（ひらつかネウボラルームはぐくみ）を中心として、妊娠期から子育て期までをトータルに支援することができる体制を整備します。

(事業の概要)

相談対応の中で確認された子育てリスクなどを踏まえ、ひらつかネウボラルームはぐくみにおける支援を拡充するとともに、各種の子育て支援相談窓口等との連携を強化します。

コラム 11 ひらつかネウボラルーム はぐくみ

本市では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的に、保健師や助産師等の専門職員を配置して相談や情報提供、支援へつなぐ窓口となる、子育て世代包括支援センター（ひらつかネウボラルーム「はぐくみ」）を2017年4月に開設しました。

「はぐくみ」では、母子健康手帳を交付する際にすべての妊婦と面接して、妊娠から子育てに関する情報提供や必要なアドバイスを行います。支援の必要な人には、関係機関と連絡調整して継続的な支援につなげていきます。

2018年4月からは生後4か月以内の乳児を持ち、支援者が近くにおらず日中一人になりがちな初産婦を対象に、産後ケア事業「ママはぐ」を開始しました。

産後の体の回復のための体操や赤ちゃんとのふれあい遊びをしたり、食事をみんなで食べて仲間同士の交流を図ったり、休息の場にもなっています。



ネウボラルーム「はぐくみ」における支援の様子

26 虐待防止ネットワークをはじめとする権利擁護の総合的推進

（事業に関する現状）

児童、高齢、障がい者の虐待防止対応については、それぞれの虐待防止ネットワークを所管し、取組を推進しています。

（事業に関する課題）

特に養護者（家族）からの虐待については世帯全体の問題が背景にあることが多いことや、障害者差別解消法の取組も踏まえた対応が必要です。

（取組の方向性）

虐待防止ネットワークについて、障害者差別解消法の「地域協議会」機能を付与することで、権利擁護の総合的推進体制を目指します。

（事業の概要）

高齢者・障がい者の虐待防止ネットワークに障害者差別解消法の地域協議会機能を付加することで機能強化を図ります。

27 専門相談員等の資質の向上

（事業に関する現状）

保健福祉に関する相談に対応する専門相談員や職員を対象とした研修や、ワークショップ等を開催し、専門性の維持向上を促進しています。

（事業に関する課題）

複雑多様化する保健福祉課題への確に対応できる人材を養成するためにも、さらなる研修体制の拡充が重要です。

（取組の方向性）

複雑多様化する保健福祉課題への確に対応できる市職員、委託事業所などの専門相談員を計画的に育成します。

（事業の概要）

既存の保健福祉研修を拡充するとともに、職員向け研修を委託事業所の職員にも開放するなど、地域全体の資質向上を促進します。

2 福祉分野において総合的、横断的に取り組むべき事項

(3) 民間活力による地域福祉活動の活性化促進

地域における福祉活動の主体は住民だけでなく、地域の各種関係団体、福祉サービス事業者、地元企業などの団体や組織も含まれます。こうした組織や団体は、直接的に福祉活動へ参加するだけでなく、施設・備品の無償貸与や寄付などの形で福祉活動へ協力することもあります。特に福祉サービスを提供する社会福祉法人については、社会福祉法人改革の一環として、「地域における公益的な取組」を実施することが期待されているところです。

こうしたことを踏まえ、民間活力を活かした地域福祉活動の活性化を促進します。

2.8 民間活力による地域福祉活動の活性化促進

(事業に関する現状)

近年、地域福祉の推進を後押しする民間活力は大きく進展しており、企業等からの寄付が増加しています。また、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」を行うことが推奨されています。

(事業に関する課題)

民間活力が増大している状況に対し、その取組を網羅的に把握して計画的・効果的に活用する仕組みが未整備です。また、民間活力を評価することにより、寄付者等にインセンティブやモチベーションを感じていただくための仕組みづくりも必要です。

(取組の方向性)

近年の地域福祉活動への関心向上や社会福祉法改正などの時機を捉え、民間活力を積極的に評価することで、さらなる民間活力による地域福祉活動の活性化を図ります。

(事業の概要)

地域福祉活動の推進に対する寄付等の積極的な情報発信、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の事例紹介や水平展開の促進などを進めます。

コラム 12 民間活力による地域福祉の充実

地域福祉の推進主体は必ずしも「個人」に限られません。地元企業やNPO、福祉事業を展開する社会福祉法人などの民間法人も地域福祉を推進するための大切なパートナーです。

社会福祉法人については、2017年4月に施行された改正社会福祉法により「地域における公益的な取組」が求められています。これは、社会福祉法人の公益性や非営利性に着目して地域社会への貢献を求めるもので、国の通知では「地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベント」や「子育て家族への交流の場の提供」などが例示されており、地域福祉活動との親和性が高いといえます。

一方、地元企業などからは、福祉目的に用途を限定した寄付が毎年一定の件数寄せられており、これらは地域福祉活動に必要な備品などに充てられています。また、市域全体を活動範囲とするNPOが地域福祉活動団体と連携することで、地域課題の解決が進んだ事例も見られます。

こうした各種民間活力を生かした地域福祉の推進は、結果的に多様な主体の参画による地域づくりにもつながることであり、引き続き地元企業やNPO、社会福祉法人や民間団体などとの連携が期待されます。



企業等からの寄付により整備された各種備品